

2024年4月3日

IASO.info コラム 第4回

## 化学物質管理者の選任とその役割（後編）

筑波大学 環境安全管理室  
室長（教授） 中村修

### 化学物質リスクアセスメントの実施状況の管理とは

化学物質管理者は化学物質のリスクアセスメント（以下「RA」）実施状況の「管理」がその役割に設定されています。ここでいう「管理」は「事業場全体の RA 実施に係る事務を取り仕切る」ことと解することができます。その実務の具体的な流れを以下に列挙します。

- RA の実施体制の整備
- リスクの見積もり（推計と実測）
- RA に伴う実務
- 高リスクと判定された作業にのみ発生する対応

これらの事柄が全て化学物質管理者の役割になっています。初心者マークの化学物質管理者の皆さんなら「そんなの聞いていない！無理！」と感じるかもしれません。順を追ってできるだけ簡単に説明しますのでお付き合いください。

### RA の対象物質の位置づけ

化学物質管理者の実務について説明する前に、労働安全衛生法で規定されている RA 対象物質の位置づけについて、簡単にまとめます。RA が義務化されている物質は令和 6 年 4 月 1 日より約 900 物質となりました。これには有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則（以降「特別則」）などで規制されている、いわゆる指定化学物質も含まれます（図 1）。

また、今回の規制強化で「がん原性物質」と「皮膚等障害化学物質」が設定されました。「がん原性」とは、物質そのものには発がん性をほとんど有していないが、それが体内に入って代謝機能により分解した場合、その分解物が強い発がん性を有することを言います。令和 6 年度には 240 物質指定されており、「皮膚等障害化学物質」はほとんど全ての物質が該当します。皮膚等障害化学物質のうち、RA 対象物質ではない物質については、RA は努力義務とされています。

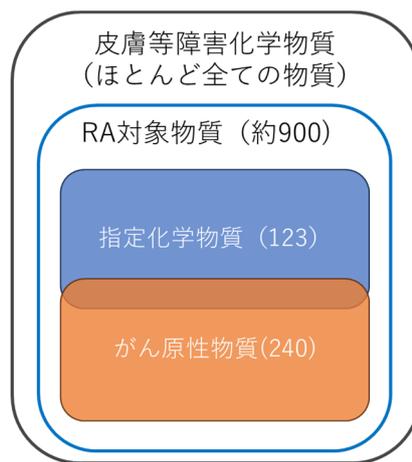


図 1 RA 対象物質の位置づけ  
(カッコ内は物質等数)

## RAに伴う実務

---

化学物質管理者の最初の仕事は、「事業場内のネットワーク作り」ということを前回のコラム内で紹介しました。RAは以下のステップで行われます。

- 事前調査
- リスク見積もり（推計）
- リスク見積もり（実測）
- リスク低減

それぞれのステップにおいて、リスクが高いことが疑われる場合に次のステップに進みます。

### 事前調査とリスクの見積もり（推計）

このステップで問題になるのは、実施者を誰にするかです。事業場の規模、現場管理者や化学物質管理者の能力、化学物質管理システムの有無などを勘案して検討します。

よく聞くのは現場管理者が CREATE-SIMPLE（以下「CS」）などのRA支援ツールを用いてリスクの見積もり（推計）までを行うことです。一方、事前調査によるスクリーニングを行い、リスクの見積もり（推計）を最低限に抑制する方法もあります。筑波大学は後者の体制を実装し、全学のRAを化学物質管理者1名で対応しています。筑波大学のRA実施体制については次回に紹介します。

### リスク見積もり（実測）

CSなどのRA支援ツールなどで高リスクと判定されても、実測による確認が必要です。次のステップの「リスク低減」に一足飛びに進むことは適切ではありません。RA支援ツールはあくまでも推計によるものであり、高リスクであることを別途確認する必要があります。まずは現場に行ってみて、どの様に使用しているのかを直接調査することをお勧めします。衛生管理者に協力を依頼するのも有効です。ここでリスクが低いと判断できれば、その作業のRAは終わりです。そうでなければ実測を行います。

この段階での測定は「確認測定」として方法が示されています。他の方法でリスクを確定しても差支えないので、検知管が適用できる場合などは自ら測定にチャレンジするのも良いでしょう。そうでなければ確認測定を外注してください。

### RAの実施に伴う実務

RAが終わってもこれに付随する以下のような実務があります。

- RAの定期的な見直し
- RAの記録の作成および管理
- 化学物質を取り扱う者へのリスク教育
- 事故発生時の対応

※リスクが大きいと判断した場合のみ発生する実務もあります（後述）。

また、「指定化学物質」の場合は特別則による管理が義務付けられています。「皮膚等障害化学

物質」については、ほぼ全ての化学物質（目や皮膚に接触しても無害である物質以外）が該当しますので、問答無用で保護具着用管理責任者の選任が必要です。「がん原性物質」は作業の状況などを年に1回記録する必要があります。これは既に特定化学物質障害予防規則における、指定化学物質の作業記録とは異なります（表1）。

表1 RAに伴う対応が必要な化学物質カテゴリ

指定化学物質	特別則による管理（局所排気装置の設置、作業環境測定、特殊健診など）
皮膚等障害化学物質	保護具着用管理責任者を選任する
がん原性物質	作業記録の作成（年に1回）※ ※特別管理物質の作業記録（月に1回）とは異なる

### 高リスクの場合のみ発生する対応

前述のリスク見積もり（実測）の結果、高リスクと確定した場合は当然、「リスク低減」を行うこととなります。基本的な低減方法の優先順位は「本質安全化」、「工学的対策」、「保護具の着用」、そして別途に「安全衛生教育」です。指定化学物質の場合と相違ありません。このあたりの文言が分からない場合は外部の専門家に指導を仰ぐのが適切でしょう。確認測定を外注した場合は測定業者に相談するのもいいかもしれません。

高リスクの場合は「リスクアセスメント対象物健康診断」が令和6年4月1日より義務化されました。指定化学物質の健康診断（特殊健診）とは異なり、高リスクの場合のみ適用されることに注意してください。産業医や保健師との連携が必要となります。

### おわりに

ここまで述べたように化学物質管理者の業務は多岐にわたり、衛生管理者や産業医などとの連携も必要となります。非常に難しい仕事ですが、腕の見せ所でもあります。化学物質管理者が今後想定されている化学物質の自律的管理を支える存在として成長されることを期待しています。

■次回は『筑波大学ではどうしているか』を掲載予定です。

## プロフィール



### 中村 修 (なかむら おさむ)

所属 筑波大学 環境安全管理室 室長 (教授)  
学位 博士 (工学) (2020 年 3 月 九州工業大学大学院)  
主な専門分野 化学物質管理、労働安全衛生管理、他  
所属学会等 大学等環境安全協議会、産業衛生学会、他

#### ■学歴

平成 7 年 山口大学工学科工業化学科 卒業  
平成 9 年 山口大学大学院応用化学工学専攻 博士課程前期 修了  
令和 元年 九州工業大学生命体工学研究科 生命体工学専攻 (社会人博士課程 後期)  
単位取得退学

#### ■職歴

平成 9 年 タマ化学工業株式会社 一般社員  
平成 15 年 (株)日本海洋生物研究所 一般社員  
平成 17 年 東北大学 助手  
平成 25 年 九州工業大学 准教授  
平成 29 年 筑波大学 教授 (現在に至る)

詳細は以下を参照

<https://trios.tsukuba.ac.jp/researcher/0000004046>

---

本コラムは、薬品管理支援システム『IASO』WEB サイト (<https://iaso.info/column/>) に掲載しております。本コラムを含む『IASO』WEB サイトのテキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。

#### ■お問い合わせ先

東北緑化環境保全株式会社 IASO プロジェクト  
[iaso-project@tohoku-aep.co.jp](mailto:iaso-project@tohoku-aep.co.jp)  
022-263-0641